

申込書類チェックシート

R6 継続

書類の添付漏れを防ぐため、必ずご自身でチェックいただいてからお申込みください。

申込様式等

チェック欄	必要書類
☐	枚方市結婚新生活支援補助金交付申込書 【継続補助】（様式第6号）
☐	住宅手当支給状況証明書（様式第2号） 勤務先の押印が必要です。 ※住宅購入の場合、引越費用・リフォーム費用のみの場合は不要です。 ※無職の方など、勤務先がない場合等は提出不要です。離職票や雇用保険受給資格者証など離職していることがわかる書類がある場合は提出してください。
☐	誓約書 【継続補助】（様式第7号）
☐	補助金交付請求書（様式第4号）

添付書類

★ 証明書は令和7年1月以降に発行された最新の情報が記載されたものをご用意ください。

☒ ★	婚姻後の戸籍謄本（または婚姻届受理証明書、パートナーシップ宣誓書受領書） ※本籍地で取得
☐ ★	新婚夫婦の住民票の写し ※結婚に伴い新たに生活を送る枚方市内の住所の住民票が必要です。 おふたりの名前が載っているもの ※本籍続柄は全て☑、世帯全員で発行（夫婦を指定でも可）、個人番号は不要です。
☒ 2人分	新婚夫婦の令和5年分の所得がわかる書類 ※所得の有無 有職・無職に関わらず、夫婦それぞれの証明が必要です。 ※補助金の申込みの際に無職である場合は、所得を0円とみることができますが、離職票や退職証明などを必ずご提出ください。 【証明書の例】 a.「市・府民税課税証明書（所得証明）」 b.「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し c.「市・府民税 納税 税額決定通知書」の写し ※源泉徴収票は不可です。 ※bとcにつきましては、証明発行コーナー、各支所で発行できません。 枚方市の場合、令和6年度（令和5年分）と記載されています。
☐	新婚夫婦が支払った住居費用、引越費用がわかる書類（領収書、通帳の写し等） ※支払日、支払者（フルネーム）、支払金額、支払内容が確認できるものが必要です。引越費用の領収書は、但し書き「引越代」も明記が必要です。 ※契約書等の金額と違う場合は、別途書類の提出が必要な場合があります。 ※令和7年4月1日から申込み日までの間に新婚夫婦が支払った費用が対象です。 通帳・アプリは、名義部分も必要
☐	住宅の売買契約書等の写し（住宅取得費用の場合）・引き渡し証明書等 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用の場合） ※婚姻日から前後1年以内に取得・賃借したものに限ります。 売買契約が1年以内でない場合、引き渡し証明書など確認できるものが必要です。 ※契約名義人が夫婦（一方あるいは双方）であることが必要です（例外：社宅）。 ※重要事項説明書は不可です。※引越費用のみの申込みの場合はいずれも不要です。 ローン払いの時は、返済予定表も必要
☐ ★ 2人分	新婚夫婦が枚方市の市税を滞納していないことを証明できる書類（滞納無証明書） ※夫婦それぞれの分が必要で、枚方市の発行する証明書が必要です。 ※市外から転入した方については、転入時期によって取得できない場合があります。 転入時期により取得できない場合、誓約書の該当項目に記載してください。
リフォーム費用の場合 ☐	新婚夫婦が支払った所有住宅のリフォーム費用がわかる書類（請負契約書、見積書、領収書、通帳の写し等） リフォーム費用を対象とする場合の新婚夫婦が所有する住宅であることがわかる書類 ※リフォーム費用の場合は、詳細な説明書がありますのでそちらをご確認ください。

枚方市で取得できる証明書について

婚姻後の戸籍謄本

- 市役所本館 1 階証明発行コーナー（①番窓口）、各支所、枚方市駅市民窓口センターで取得できます。なお、本籍地が枚方市以外の方は当日発行できない場合があります。また、マイナンバーカード等をお持ちの方は、「コンビニ交付」で取得できます。本籍地が枚方市以外の方は本籍地がある市区町村にお確かめください。

【参考 戸籍証明書の広域交付の開始について】

URL : <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049417.html>

- 窓口での申請時には、申請者の本人確認のため、運転免許証、保険証等の本人確認書類を持参してください。
- 本人・配偶者・直系尊属以外の方の戸籍証明を請求される場合は委任状が必要です。代理人の本人確認資料が必要になります。（コンビニ交付を除く）

※婚姻届提出後、戸籍の編製に時間を要し戸籍謄本が取得できない場合があります。戸籍の編製については戸籍担当④番窓口又は各支所、枚方市駅市民窓口センターでご確認ください。

婚姻届受理証明書

- 枚方市に婚姻届を提出された方は、市役所本館 1 階戸籍担当②番窓口又は各支所、枚方市駅市民窓口センターの各窓口で取得できます。（婚姻届受理証明は婚姻届を提出された市町村で取得できます。）
- 窓口での申請時には、申請者の本人確認のため、運転免許証、保険証等の本人確認書類を持参してください。

新婚夫婦の住民票の写し

- 市役所本館 1 階証明発行コーナー（①番窓口）、各支所及び枚方市駅市民窓口センターの各窓口で取得できます。※マイナンバーカード等をお持ちの方は戸籍謄本と同様にコンビニ交付で取得できます。
- 窓口での申請時には、申請者の本人確認のため、運転免許証、保険証等の本人確認書類を持参してください。
- 別世帯の方からの請求は委任状が必要になります。（コンビニ交付を除く）

「市・府民税課税証明書（所得証明）」（新婚夫婦の令和6年中の合計所得金額がわかる書類）

- 証明は令和7年1月1日に住民票がある市区町村で取得できます。※令和7年6月3日から発行可
- 枚方市で取得できる場合は、市役所本館 1 階証明発行コーナー（①番窓口）、各支所で取得できます。また、マイナンバーカード等をお持ちの方は、「コンビニ交付」で取得できます。

※税に関する証明については、枚方市駅市民窓口センターでは取得いただけません。あらかじめ、ご了承ください。

- 未申告で収入がある方は支所では証明交付できません。市役所本館 2 階の市民税課で申告後に証明発行コーナーで取得可能です。
- 未申告で収入が0円の場合は市民室で無収入届後に交付可能です。市役所本館 1 階証明発行コーナー（①番窓口）、各支所で取得できます。
- 窓口での申請時には、申請者の本人確認のため、運転免許証、保険証等の本人確認書類を持参してください。
- 本人と同一世帯（3親等以内）以外の方は、委任状が必要になります。

滞納無証明書

- 市役所本館 1 階証明発行コーナー（①番窓口）、各支所の各窓口で取得できます。

※税に関する証明については、枚方市駅市民窓口センターでは取得いただけません。あらかじめ、ご了承ください。

- 窓口申請時に申請者の本人確認を行いますので、運転免許証、保険証等を持参してください。
- 本人と同一世帯（3親等以内）以外の方は、委任状が必要になります。
- 最近納めた市税がある場合は納付の確認ができないことがありますので、その領収書を持参してください。

※市・府民税（特別徴収）の滞納がある場合は、取得できません。勤務先の経理担当者等へご確認ください。
固定資産税、市・府民税（普通徴収）、軽自動車税の口座振替直後は収納確認ができない場合がありますので、通帳を持参してください。

※転入と同時に申請された場合には、発行できない場合があります。

※上表の各種証明書の発行方法等は枚方市で発行する場合のものです。他市町村では、書類の名称や発行方法が異なりますので、直接該当する市町村にお問合せください。